

2016年09月23日

ヘルスツーリズムの認証基準に関する説明と 海外市場の動向を発表

～旅におけるヘルスケアサービスの品質の見える化に貢献～

特定非営利活動法人日本ヘルスツーリズム振興機構(理事長・森昭三 筑波大学名誉教授)は、経済産業省・平成27年度健康寿命延伸産業「ヘルスツーリズム＊品質評価プロジェクト」において策定された認証基準に関する説明と海外市場の動向を発表する(別添資料)。

ヘルスツーリズム認証制度とは、旅行事業者、ホテル事業者、旅館事業者、温浴事業者、スパ事業者、エステ事業者、タラソテラピー事業者、森林セラピー事業者、野外教育事業者、アウトドアアクティビティ事業者、飲食事業者、医療機関(医行為を除く)、介護・福祉事業者、健康増進施設事業者(域外対象)、マッサージ事業者など地域ヘルスケア事業者が提供するヘルスツーリズムプログラムについて認証するもの。この認証によって、客観的な評価指標がなかったヘルスツーリズムサービスにおいて、事業者のプログラム構築の参考となる基準を提供することで品質向上の支援を図り、流通事業者(旅行会社等)に購入基準の一つの指針を提供すること、ならびに一般消費者のヘルスツーリズムプログラム購入・参加のための指針を提供していくことを目指す制度である。

また、経済産業省の政策の一環として推進されている「アクティブレジャー認証」との連動も図り、「ヘルスケアサービスの品質の見える化」の拡大に貢献していく。

現在開催中の「ツーリズムEXPOジャパン(会場:東京ビッグサイト)」の「ツーリズム・プロフェッショナル・セミナー」において、『旅で健康に！「旅で健康になることを目指すヘルスケア産業の創出・ヘルスツーリズム認証制度を学ぶ」、「日本のヘルスツーリズムの先進事例を学び旅行商品造成につなげる』と題するセミナーにおいても同様の情報公開をする予定である。

*ヘルスツーリズムとは

健康・未病・病気の方、また老人・成人から子供まですべての人々に対し、科学的根拠に基づく健康増進(EBH:Evidence Based Health)を理念に、旅をきっかけに健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与するもの。

この件に関するお問い合わせは

特定非営利活動法人 日本ヘルスツーリズム振興機構

担当:丹羽(にわ)、臼井(うすい)、高橋

TEL:03-5796-5629 FAX:03-5796-5627

メール:info@npo-healthtourism.or.jp

HP:<http://www.npo-healthtourism.or.jp/>